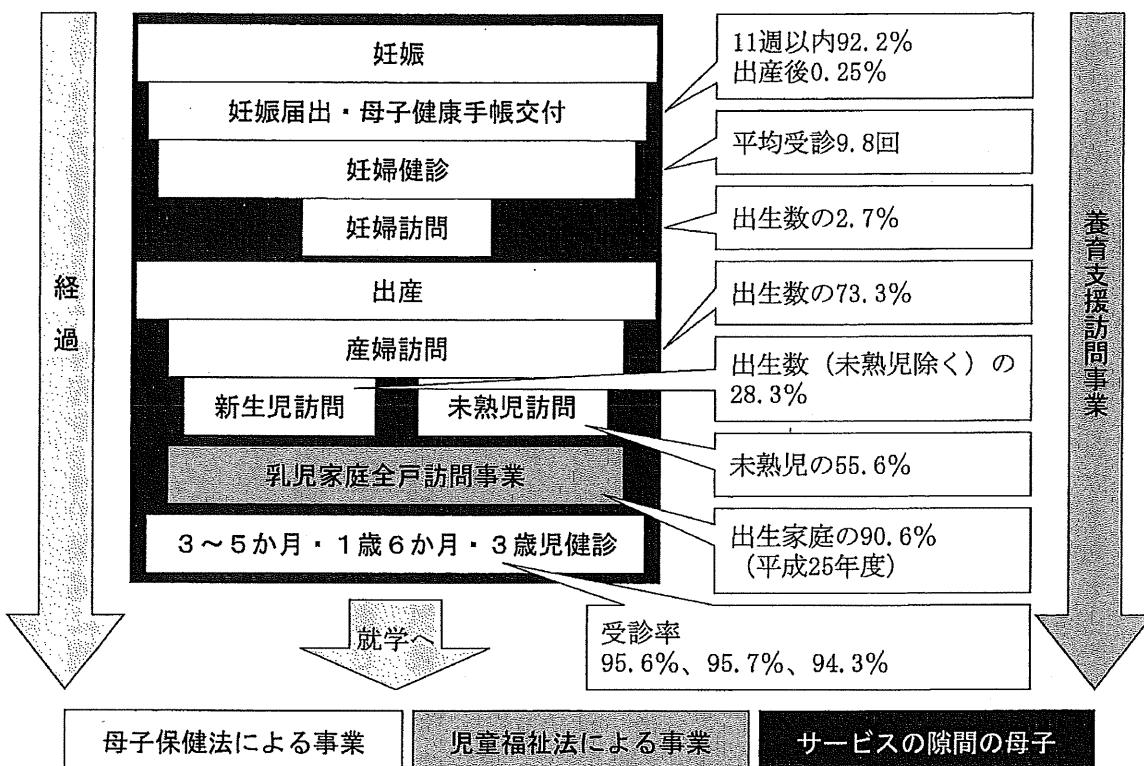


図1 妊娠・出産・子育てと現行のサービス・支援



* 平成27年度のデータ。

図2 母子保健と子育て支援の変遷
母子保健

母子保健法・妊娠届出・妊婦健診・乳幼児健診 妊婦訪問・新生児訪問（昭和40年母子保健法）	
25%ほどの 低い新生児訪問率	4か月児健診まで サービスがない

子育て支援

地域子育て支援センター事業（平成7年通知）	
保育所等が実施	地域全体の子育て基盤形成

乳児家庭全戸訪問事業（平成21年児童福祉法）	
90%の訪問率も1回の訪問	出産後の負担軽減 サービスがない

地域子育て支援拠点事業（平成21年児童福祉法）	
児童館も活用 第二種社会福祉事業	乳幼児およびその保護者 が相互の交流を行う場所

妊娠・出産包括支援事業（平成26年モデル事業から開始）	
産前・産後サポート、 産後ケア	妊婦全数面接・ 母子保健コーディネーター

利用者支援事業（平成24年子ども・子育て支援法）	
市町村子ども・子育て支援事 業計画の策定と「車の両輪」	利用者支援専門員を置き、基本 型と母子保健型を一体的に実施

妊娠・出産包括支援事業 (平成27年母子保健医療対策等総合支援事業)	
妊娠・出産包括支援推進事業 （産前・産後サポート事業と産後ケア事業は任意）	子ども・子育て支援法に基づく利用 者支援事業「母子保健型」実施が条件

子育て世代包括支援センター（平成27年閣議決定「少子化社会対策大綱」「まちひとしてと創生総合戦略」による）	
妊産婦・乳幼児実情把握、情報提 供・助言、支援プラン、連絡調整	平成32年度末までに全国展開

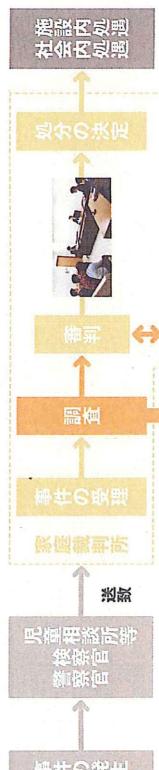
平成28年改正母子保健法の母子健康包括支援センター

家庭裁判所 ～家庭や非行の問題に取り組む～

家 事 官 査

少年事件での活動 ～少年の立ち直りに向け～

少年審判は、非行を起こした少年などに自らの過ちを自覚させ、更生させることを目的として、少年や保護者の調査を行い、処分を決定する手続です。家庭裁判所調査官は、少年がなぜ非行を起こしたのかを分析し、どうすれば立ち直ることができるのか検討するため、少年の性格、日頃の行動、生育歴、少年を取り巻く環境などについて、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門知識・技法を活用して調査を行います。



家庭裁判所調査官の仕事の中心は、面接です。少年や保護者の実情に耳を傾け、どうして非行行為に至ったのか、これからどうすれば立ち直れるのか、一緒に考えます。言葉での表現が苦手な少年には心理テストをしたり、少年自身が行動で見つけるといった目標を決めて、目標達成の過程で、少年・保護者とも様々な働き掛けをして、変化が見られるかどうかを見極めることになります。例えば、学校に行かず、仕事を見つけるといった目標を決めて、目標達成の過程で、少年自身が行動でどんなことができるか、一緒に考え、少年自身が行動できるように促します。また、公園の清掃活動、老人施設での介護補助といったボランティア活動に参加させ、活動の振り返りを通じて、社会の一員であるという意識を高めさせたり、社会的な視点から自分の非行を考えたりすることもあります。



言葉に
できない気持ち
があるかもしない



お父さんとしては
どのように考えて
いますか？

学校ではどんなふうに
過ごしているのかな
ここに座っているのだろう

少年・保護者 一人ひとりと向き合う

家庭裁判所調査官は、離婚・子どもの親権・監護権をめぐる争い、養子縁組の許可や後見人の選任など、家庭の中で生じた問題について、法律に基づく解決を求める人たちが利用しています。家庭裁判所調査官は、現在生じている問題だけではなく、これまでの事情や、これらの家族の在り方にも見据えながら、家庭で生じた問題を解決し、当事者が新たな一步を踏み出すための一助となるよう、調査や調整を行います。



家庭裁判所調査官は、調停、審理、人事訴訟（離婚裁判など）の各手続の中で、問題の解決に役立つよう、調査や調整を行います。例えば、調停手続において、当事者間で主張が食い違い、合意のあっせんが難しくなるなどに、当事者と面接し、それぞれの気持ちを受け止めながら客觀的な事を確認して整理し、その結果をもとに調停の進め方にについて裁判官に意見を提出します。また、両親が離婚を争っている子どもと面接し、その思いを聽取して調停委員会や両親に伝えたり、子どもの福祉を優先した解決の在り方について助言したりします。審理手続では、例えば、虐待を受けているおそれのある子どもと面接し、子どもの気持ちを明らかに配慮しながら具体的な事実を聞き取し、裁判官に報告します。

そのために、学校、児童相談所、福祉機関などと連絡を取り合い、情報交換をして、家族や子どもに対する援助態勢を整えることもあります。

元気に
生活できている
のかな



パパとママに
一番伝えたいことは
どんなことかな



子どもの
生活状況は
どうなっているかな

家事事件での活動 ～家族関係の再構築に向け～

家庭裁判所調査官は、離婚・子どもの親権・監護権をめぐる争い、養子縁組の許可や後見人の選任など、家庭の中で生じた問題について、法律に基づく解決を求める人たちが利用しています。家庭裁判所調査官は、現在生じている問題だけではなく、これまでの事情や、これまでの問題などによって、調停委員会もえていての調停手続を目指す手続



家庭裁判所調査官は、裁判官による審理（離婚裁判など）の各手続の中で、問題の解決に役立つよう、調査や調整を行います。例えば、調停手続において、当事者間で主張が食い違い、合意のあっせんが難しくなるなどに、当事者と面接し、それぞれの気持ちを受け止めながら客觀的な事を確認して整理し、その結果をもとに調停の進め方にについて裁判官に意見を提出します。また、両親が離婚を争っている子どもと面接し、その思いを聽取して調停委員会や両親に伝えたり、子どもの福祉を優先した解決の在り方について助言したりします。審理手続では、例えば、虐待を受けているおそれのある子どもと面接し、子どもの気持ちを明らかに配慮しながら具体的な事実を聞き取し、裁判官に報告します。

そのために、学校、児童相談所、福祉機関などと連絡を取り合い、情報交換をして、家族や子どもに対する援助態勢を整えることもあります。

元気に
生活できている
のかな



パパとママに
一番伝えたいことは
どんなことかな

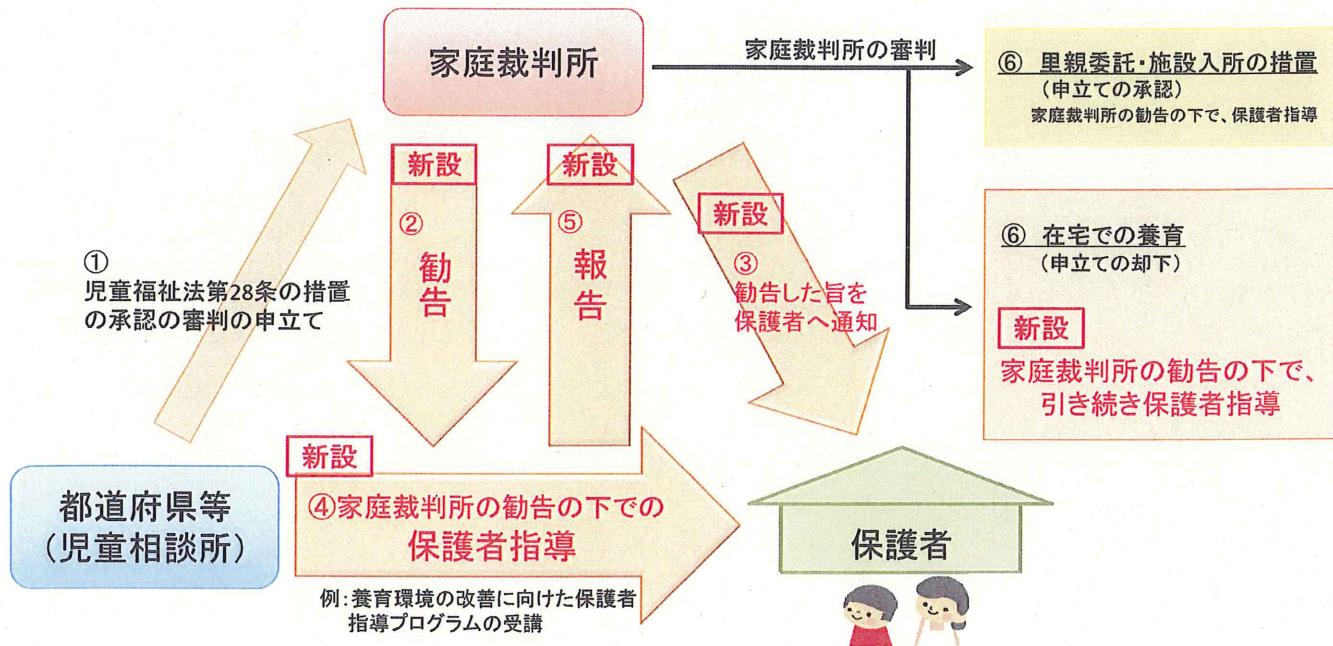


子どもの
生活状況は
どうなっているかな

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与

家庭裁判所の勧告の下での保護者指導(在宅等)の創設

↓
指導の実効性向上により、良好な家庭養育の確保



家庭裁判所の保護者指導勧告

○児童福祉法28条1項及び2項事件における都道府県への勧告件数

親権制限事件及び児童福祉法28条事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
保護者指導の勧告の件数	30	32	49	41	55	39
(参考)児童福祉法28条事件の終局区分別件数	359	329	409	402	407	407
認容	304	279	355	311	346	345
却下	9	7	9	21	6	8
取下げ	42	41	41	66	53	53
その他	4	2	4	4	2	1

※司法統計による。平成27年の数値は速報値。

○ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を探ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を探ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を探ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。
ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を探ること。

5 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を探ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を探るべき旨を都道府県に勧告することができる。